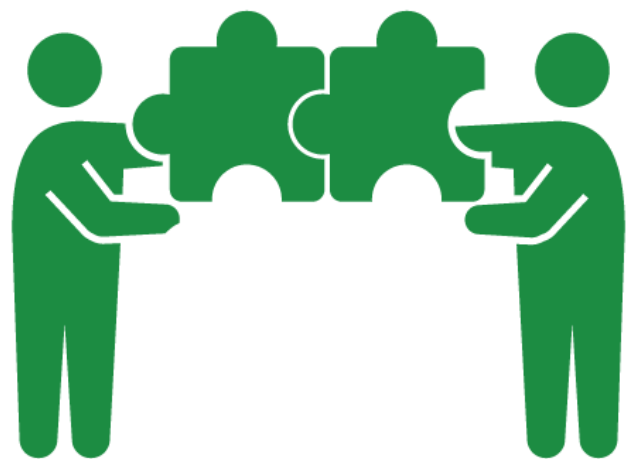




Let's Play!!! Enjoy!! Try!

公民連携で取り組もう！

J R加古川駅周辺公共空間活用ガイドライン

対象となる公共空間 ▶ **駅南広場・駅北広場・駅北自動車整理場・駅南2階ペデストリアンデッキ**

※本ガイドラインは2025年3月時点の内容であり、予告なく内容が変更する場合があります。

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・ p 3
- 3 対象団体・・・・・・・・・・・・ p 5
- 4 対象事業・実施可能時間等・・・・・・・・ p 6
- 5 対象地・・・・・・・・・・・・ p 7
- 6 注意事項・・・・・・・・・・・・ p 1 2
- 7 問合せ先・・・・・・・・・・・・ p 1 6
- 8 よくある質問（Q & A）・・・・・・・・ p 1 7

1 はじめに

■ガイドライン作成の経緯について

令和4年度から5年度にかけて、JR加古川駅周辺（以下「駅周辺」という。）の都心としての賑わい創出に向けた取組の一つとして、本来一般利用が制限されている駅周辺の公共空間をイベント等に活用することの可能性や課題等を把握するために、公民連携による実証実験を実施しました。

その結果、駅周辺の公共空間の活用は滞在空間の確保、滞在環境の向上を図り、駅周辺の賑わい創出に一定の効果が確認できたことから、実証実験から本格実施へと移行し、活用に関する手続きをより分かりやすくするため、ガイドラインを作成することとしました。



▲駅南広場活用の様子



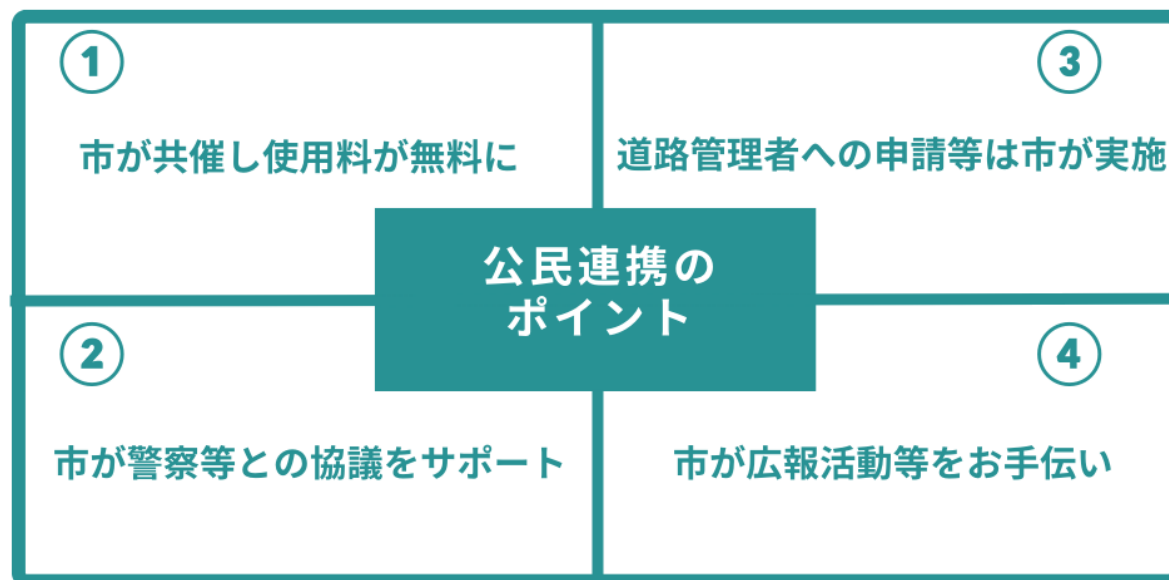
▲駅北広場活用の様子



▲駅南2階ペデストリアンデッキ活用の様子

■公共空間を活用したまちづくりの企画・取組を応援します！

市が共催することで、様々なまちづくりに関する活動を実施してる団体（以下「民間団体等」という。）の更なる活動機会を確保するほか、新たなまちづくりの活動に関心のある市民の活動のきっかけをつくり、活動機運の向上を図っていきます。



- ① 対象地を活用する場合は市が共催することにより、使用料がかかりません。ただし、その他私有地等を使用する際は、別途所有者等との協議が必要になります。
- ② 警察や近隣商業施設との協議が発生する場合は、必要に応じて市が同行し、円滑な事業実施に向けたサポートを行います。
- ③ 道路管理者への道路占用許可申請及び警察への道路使用許可申請等は市が行います。
- ④ 決定した事業は、団体名や事業内容などを公表します。また、市ホームページや市公式SNSを通じて団体や活動を紹介するなど、広報活動を行います。
場合によっては、報道機関へ活動内容を情報提供させていただくこともありますので、広報活動を希望する団体は、事業開始前にご相談ください。

2 手続きの流れ

利用を希望する団体

加古川市加古川駅周辺再整備推進課

希望する使用日、イベント概要、空き状況等について
事前に相談・確認
→加古川市都市計画部加古川駅周辺再整備推進課
079-427-3153

1

使用申込の受付（加古川市）
・受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）
・原則先着順
・原則使用希望日の3か月前まで

2

申請書類（後援・共催等申込書）の提出
※原則使用希望日の2カ月前まで

【添付書類】

- ・開催概要、プログラム
- ・主催団体の規約、会則等
- ・主催団体の役員名簿等
- ・ポスター、チラシ等印刷物

3

・内容の審査（加古川市）
・後援・共催承諾書の発行

4

- ・周辺店舗等と調整（必要に応じて）
- ・道路使用にかかる注意点の共有等

5

- ・加古川警察署へ道路使用許可にかかる協議、申請書の提出
- ・加古川市土木総務課へ道路占有にかかる協議、申請

5

協議同行（必要に応じて）

- ・道路使用許可の受理
- ・道路占有許可の受理

5

受理後送付

公共空間の活用

実施報告書の提出（詳細は次ページ参照）

6

■実施報告書の提出について

事業実施後、以下の書類を作成・添付のうえ、加古川駅周辺再整備推進課までメールで提出してください。

- a. 共催事業等実施報告書（※1）
- b. 当日の写真（※2）
- c. 使用したポスター、チラシ等の印刷物
- d. 収支決算書（出店料等を徴収した場合）
- e. 来場者若しくは出店者アンケート（任意提出）（※3）

※1 入場者数（参加者数）は、通過人数ではなく、イベント等で足を止めた人数を計上してください。

※2 市は、事業の様子を写真等にて記録を行います。なお、市は事業の実施結果等の報告にあたって写真のモザイク等の処理は行わず写真を活用します。運営者は写真の活用について承諾のうえ、公共空間を活用してください。

※3 運営者は、事業の満足度に関する意見聴取を目的として、できる限り来訪者に対しアンケートを実施のうえ、市へ積極的に所感・意見等を情報共有してください。
なお、アンケートの方法はQRコードや紙媒体など手段の指定はありません。

▼かこがわオンラインシステム



▼申請書・報告書ダウンロード



3 対象団体

- 共催により公共空間を活用できる民間団体等は、個人事業主若しくは法人又は複数の個人・法人によって構成されるグループであって、運営者（イベント等の実施主体者）及び出店者（イベント等実施時の飲食・物販等の各店舗）で構成されるものとし、運営者は、以下の要件を満たしていることを誓約できる者とします。

ア 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる者（※1）

イ 暴力団及び暴力団員等が関与しない者（市は運営者の情報を警察に照会する場合があります）

ウ 政治・宗教上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的としない者

エ 営利活動を目的としない者（※2）

※1 本ガイドラインに示す各種条件を遵守できる者であることを指します。

※2 出店者が物販し利益を得ることは可能です。営利活動を目的としない者とは、出店者ではなく、事業をとりまとめている運営者が事業によって得た利益を、運営者及び出店者で分配しない団体を指します。よって、事業実施にかかる実費相当の金額を参加者から徴収するなど、適正な受益者負担を求めることや、寄付・クラウドファンディングなどで活動資金を調達することは差し支えありません。

【抜粋】加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱第3条第6項

主催者が参加者から入場料、参加料、出品料、協賛金その他費用（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、徴収の目的が適正かつ明確であり、その金額が類似する事業等において徴収する入場料等の額に比して不相当に高額でないこと。

- 上記要件は、「加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱」に基づき、企業概要、団体規約、グループの活動概要等により確認します。なお、出店者が要件イ・ウを満たしているかの責任は運営者が負うものとします。
- 市は、必要に応じて運営者の要件について確認を行い、確認の結果、要件を満たしていないことが認められた場合、市は共催を承諾しないなどの措置をとるものとします。
- 2～3店舗程度の小規模グループによる出店も可能ですが、原則、出店エリアは駅南広場、駅北広場とします。

4 対象事業・実施可能時間等

■対象事業

加古川駅周辺の賑わい創出に寄与する事業

【対象外事業】

- ア 運営者が利益等を他の運営者及び出店者に分配する事業
- イ 個人の趣味に関する事業
- ウ 共益的・互助的・親睦的な事業
- エ 公序良俗に反する事業その他事業として適当でないと認められるもの

【活用想定例】

マルシェ、キッチンカーイベント、ミニコンサート、にぎわい市、ニュースポーツ、ご当地グルメの発信等
(様々な活用方法が考えられますので是非ご相談ください。)

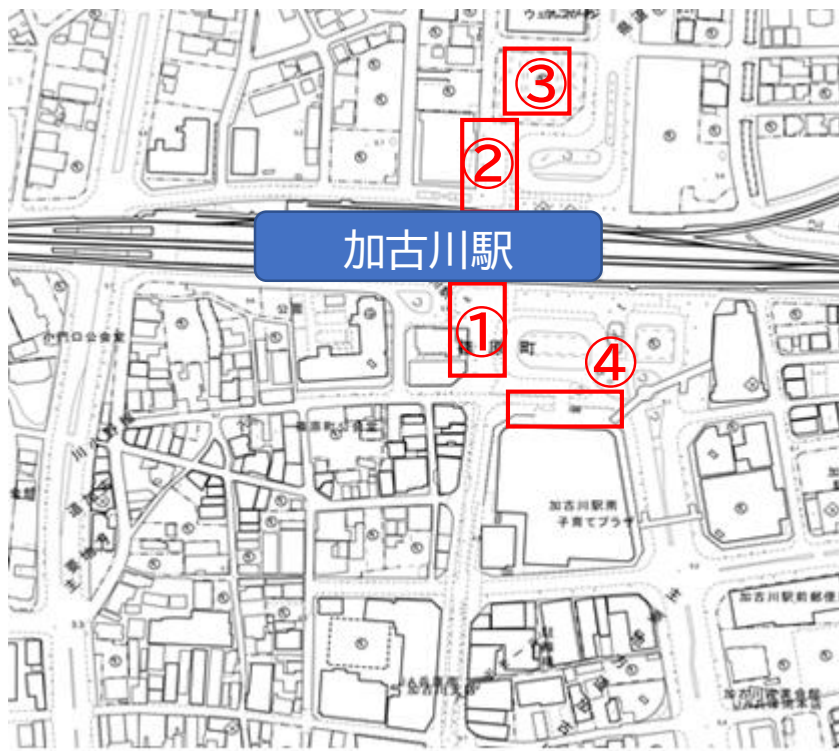
※連携事例

- ・河川敷におけるかわまちづくりイベントとの同日開催による更なる賑わい創出 等

■実施可能時間及び期間

- ・対象地の実施可能時間は以下のとおりとします。開始可能時刻・退場時刻ともに活用可能な最大の時間であり、イベント等の実施時間はこの範囲内で自由に設定いただいて構いません(例：午前11時から午後3時まで)。
 - ア 開始可能時刻：午前7時00分(午前5時から設営可能とします。)
 - イ 退場時刻：午後9時00分(原則午後9時00分とし、午後11時00分までに退場又は退場準備を完了してください。また、午後11時00分までの間で、来訪者の要望により商品を提供する場合は柔軟に対応してください。)
- ・連続して利用する場合、休日の場合は原則3日間(土日祝日など)、平日を含む場合は7日間を上限とします。(原則、毎日撤去が必要です。)

5 対象地



- 駅周辺の公共空間のうち、活用できる対象地は、
①加古川駅南広場
②加古川駅北広場
③加古川駅北自動車整理場
④駅南2階ペデストリアンデッキ とします。

- 対象地と同時に、加古川河川敷までの動線を利用し、イベント等を開催する場合は、開催方法等について、事前に相談をお願いします。



①加古川駅南広場

■活用場所（右図 のエリア）

① 4m×13m ② 6m×35m

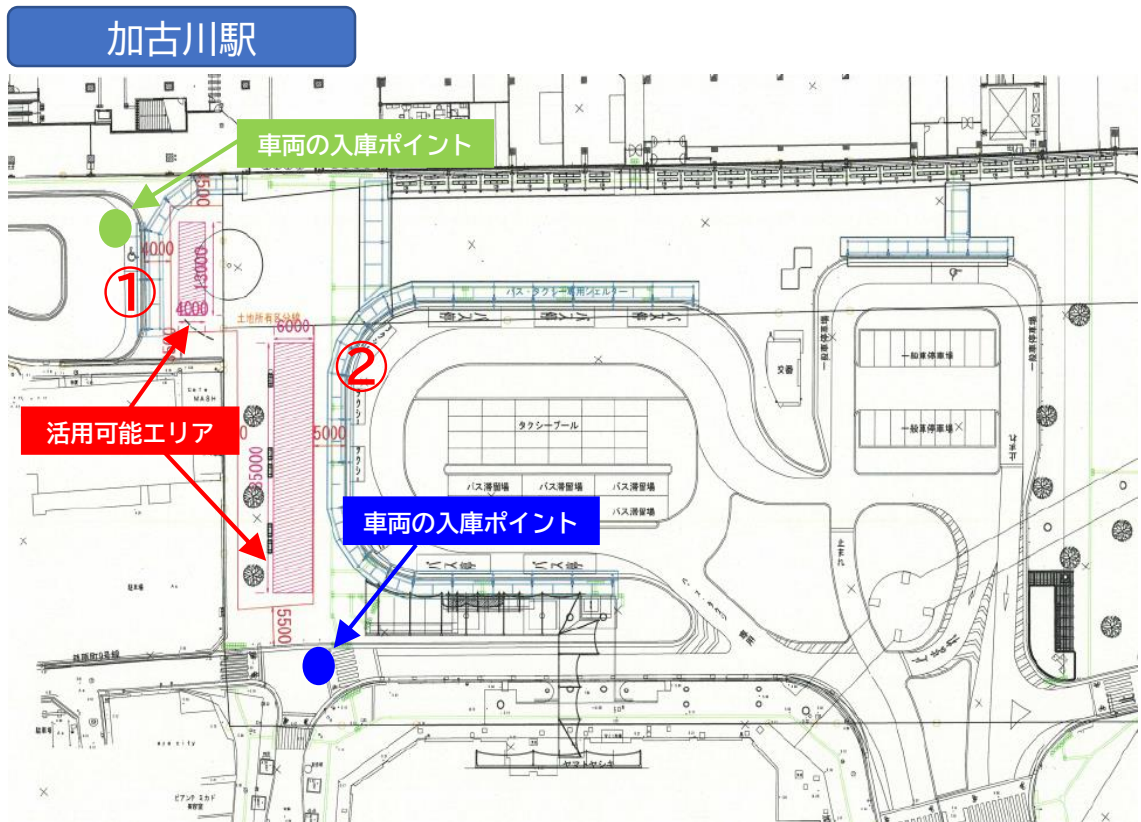
- ・最低限、通行可能な幅員を確保した配置を検討してください。
- ・点字ブロックの上には備品等を置かないでください。

■車両の入場及び搬入・搬出について

- ・右図を参照のうえ安全に配慮したレイアウトとし、一般車両の円滑な通行と歩行者・自転車等の安全を確保してください。
- ・駅南西ロータリーの周辺道路のうち「寺家町15号線」は、大型車両（車両総重量8トン以上、載積5トン以上）の通行ができませんのでご注意ください。

■活用例

- ・マルシェ、キッチンカーイベント
- ・ミニコンサート …etc



▲ 普段の広場①の様子



▲ 普段の広場②の様子



▲ 普段の広場②の様子

②加古川駅北広場

■活用場所（右図 のエリア）

① 5m×13m ② 5m×22m ③ 3m×35m

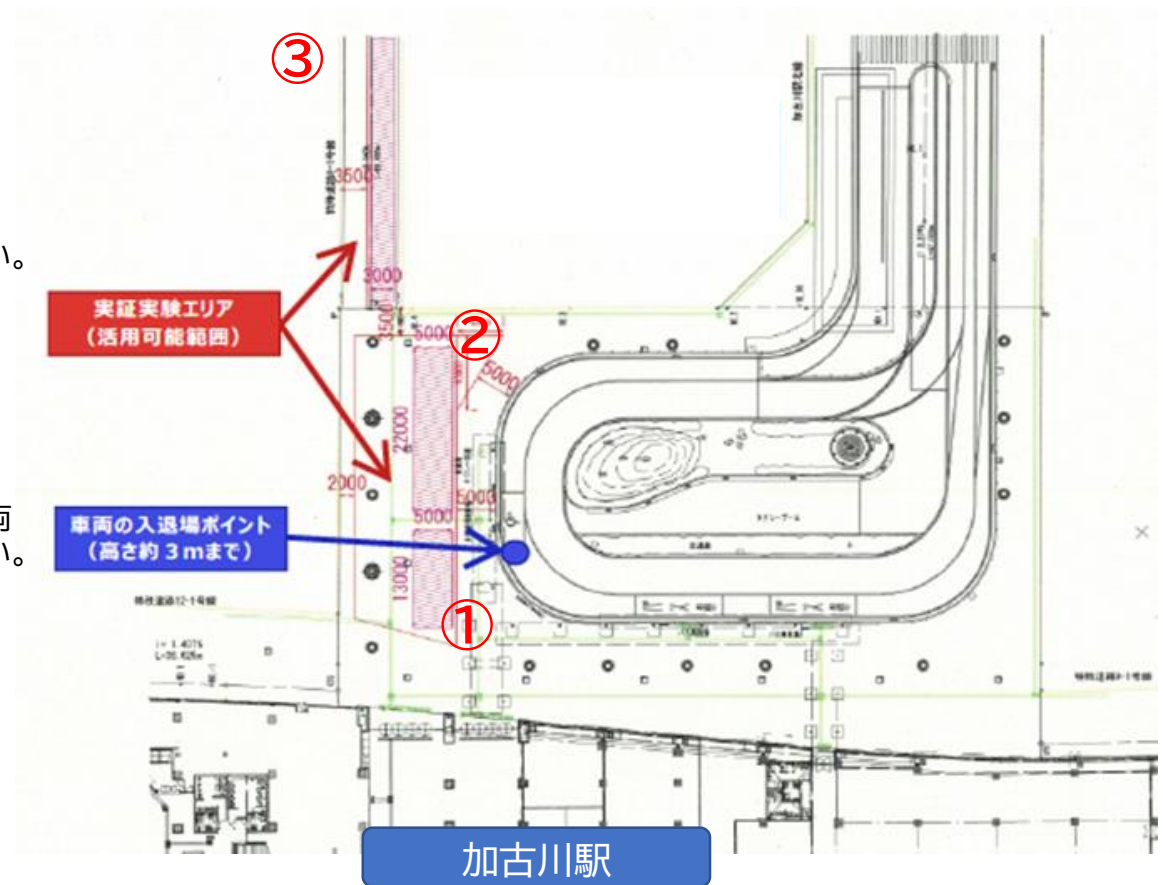
- ・最低限、通行可能な幅員を確保した配置を検討してください。
- ・点字ブロックの上には備品等を置かないでください。

■車両の入場及び搬入・搬出について

- ・右図を参照のうえ安全に配慮したレイアウトとし、一般車両の円滑な通行と歩行者・自転車等の安全を確保してください。

■活用例

- ・マルシェ、キッチンカーイベント
- ・駅前にぎわい市 …etc



▲普段の広場①の様子



▲普段の広場②の様子



▲普段の広場③の様子

③加古川駅北自動車整理場

■活用場所（右図赤枠のエリア）

40m×49m

- ・活用時は入庫バーが開放された状態となります。市がコーンバーの設置は行いますが、一般車が入庫しないようよう警備スタッフ等の配置をお願いします。

■車両の入場及び搬入・搬出について

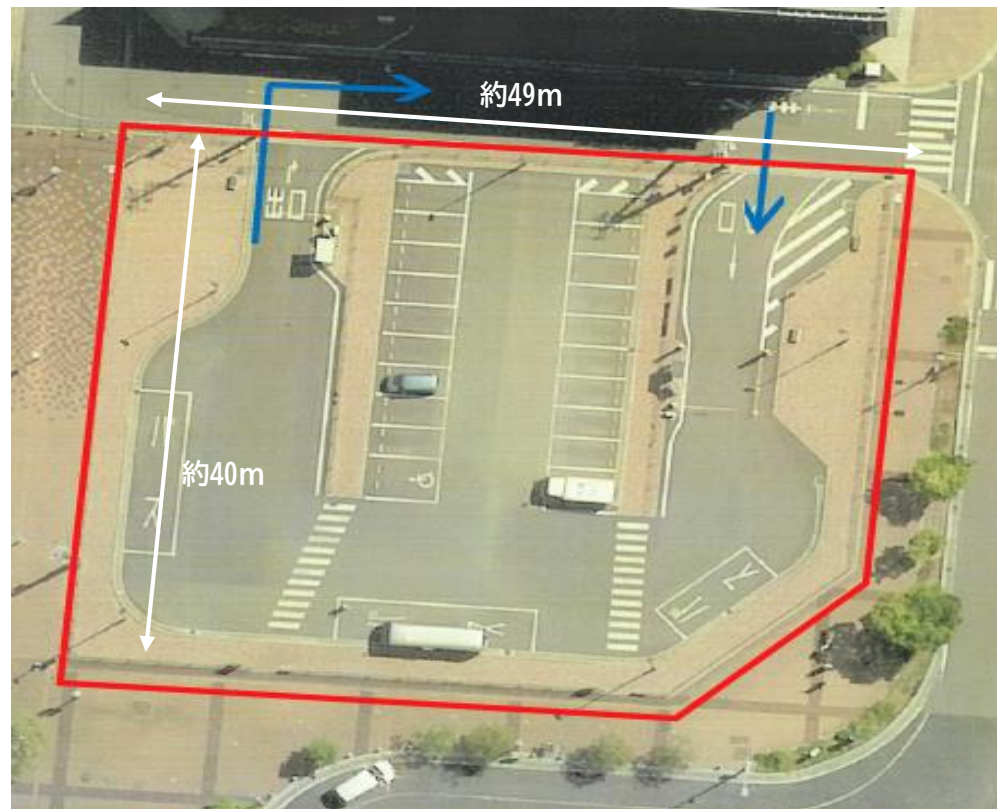
- ・関係車両の入退場及び物品等の搬出入時は、歩行者、自転車等の安全を確保してください。

■利用日及び実施可能時間について

- ・土・日・祝日の7時00分から17時00分まで

■活用例

- ・マルシェ、キッチンカーイベント
- ・ステージを設置しての音楽ライブ、ダンスイベント
- ・ニュースポーツ等の体験型イベント …etc



▲普段の整理場の様子



▲普段の整理場の様子



▲普段の整理場の様子

④駅南2階ペデストリアンデッキ

■活用場所（右図赤枠のエリア）

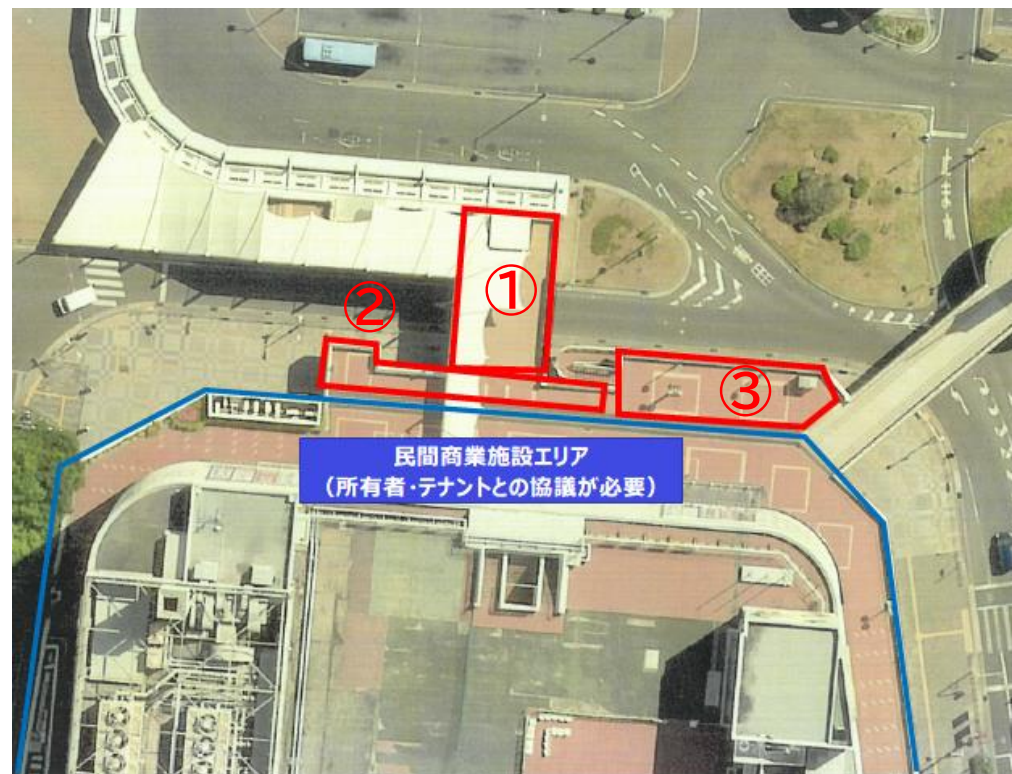
- ①約8m×約18m ②約23m×約2.5m ③約18m×約3.5m
- ・最低限、通行可能な幅員を確保した配置を検討してください。
- ・一部民間商業施設エリア（右図青枠のエリア）のため、所有者・テナントとの協議が必要となります。

■車両の入場及び搬入・搬出について

- ・2階デッキ部分の活用となるため、キッチンカー等の車両の乗り入れはできません。
- ・物資の搬入や搬出は隣接する駐車場ビルをご利用ください。
※駐車場利用にかかる割引サービスは実施しておりませんので駐車料金は利用者負担となります。

■活用例

- ・マルシェイベント
- ・駅南広場と連携した飲食スペースとしての活用
- ・展示イベント …etc



▲普段のデッキ①の様子



▲普段のデッキ②の様子



▲普段のデッキ③の様子

6 注意事項

①禁止事項等

- 対象地内は、定められた喫煙所以外は全面禁煙とし、運営者によるたばこの販売は不可とします。
 - アルコールの販売は年齢確認等、適切な販売形態であると市が認めた場合に限り可とします。
- ※市への共催申込時に確認します。

②実施内容等の変更

- 団体の代表者や事務所の住所等、市への提出内容に変更が生じた場合は速やかに報告してください。
- 屋外を会場とするため、天候によって以下の判断基準により実施内容を変更してください。

◆小雨、雨天時

前日までに実施日が雨天と予想され、雨風による被害が想定される場合、運営者が実施の判断を行い、中止の場合は、適切な広報手段によりできる限り周知を図ってください。

なお、必要に応じて、市の広報媒体による周知も実施します。

◆荒天・強風時

実施日において荒天となった場合、運営者の判断で中断とし、来訪者及び運営者の安全を第一に行動してください。安全確保後、運営者は中止判断を行ってください。

なお、気象庁より以下の警報が発令された場合、運営者は直ちに事業を中止し、安全確保のうえ、避難等適切な行動をとってください。

大雨特別警報・暴風特別警報・大雨警報・洪水警報・暴風警報

③決定の取り消し

- 虚偽の申請が判明した場合や事業内容に大幅な変更が生じた場合など、決定を取り消すことがあります。
- 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例により、事業から暴力団等を排除するため、申請書類や添付資料等に記載されている情報を兵庫県警察に提供・照会させていただくことがあります。

④法令の遵守

- ・ 運営者は事業の実施にあたり、関連する法令・条例等はこれを遵守しなければなりません。
- ・ 火気を使用する場合は実施内容について事前に所轄消防署に相談してください。
- ・ 火気の使用や食品衛生等、イベント等の実施にあたり必要な手続きは運営者が行い、その指導に従ってください。

⑤秘密の保持

- ・ 運営者は、事業の実施上、知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。

⑥会場管理

- ・ イベント時は、担当者（警備員等）を配置して、会場付近の路上駐車・近隣店舗等への無断駐車を固く禁止するとともに、一般車両の円滑な通行と歩行者、自転車、ベビーカー、車椅子利用者等の安全を確保してください。

⑦電気設備等

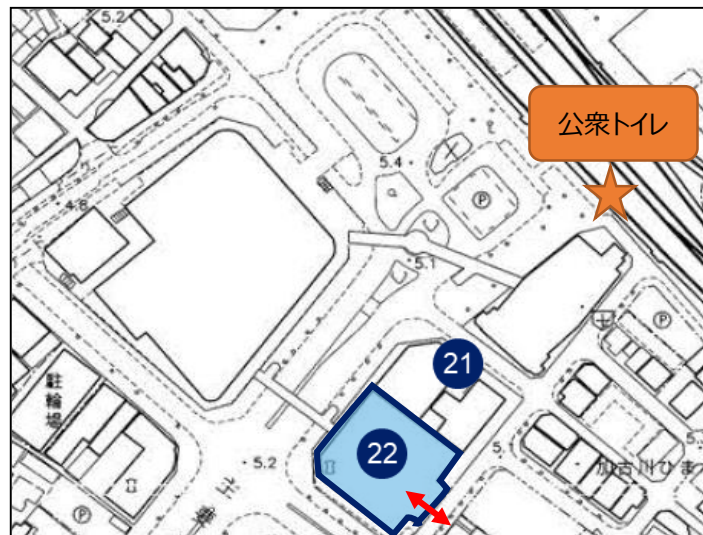
- ・ イベント等に必要な電源等は、運営者又は出店者でご準備ください。

⑧周辺店舗等との調整

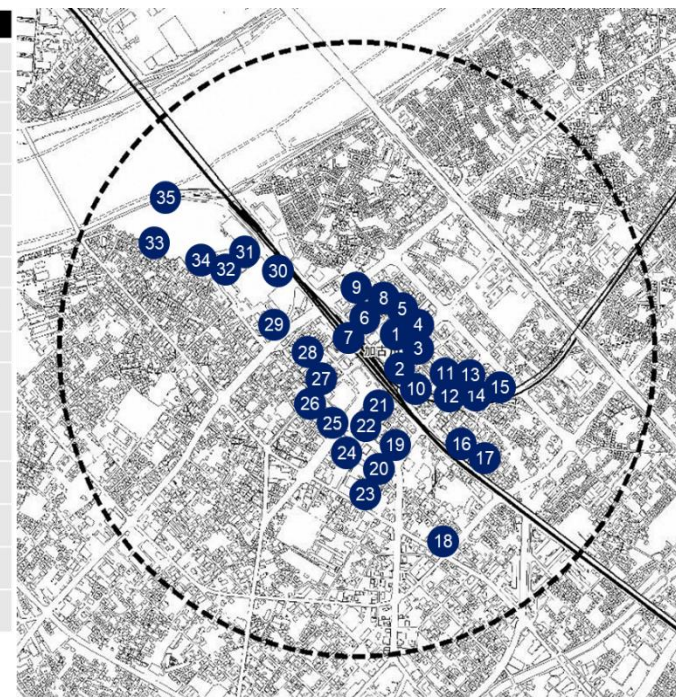
- ・ 発電機、ガス等を使用する場合、運営者は周辺店舗等の営業の妨げにならないよう、配置等について必ず調整してください。
- ・ 調理等によって火気を使用する場合、または煙が生じる場合は、市への共催申込時にその有無を記載するとともに、市は、事前に西日本旅客鉄道株式会社に対し、調理に伴う発煙に関して確認を行う予定であり、確認の結果、制限が生じた場合、運営者はこれに従ってください。

⑨来訪者用の駐車場及び公衆トイレ

- 市は、来訪者のための駐車場として下図の駐車場を利用できるものとして宣伝を行います。
- 運営者は広告・宣伝段階において、鉄道利用を促すとともに、駐車場案内及び注意喚起（満車の恐れ等）を行ってください（駐車料金のサービス券はありません）。



No.	施設名	No.	施設名
①	加古川駅 自動車整理場	②①	加古川商工会地下駐車場
②	タイムズJR加古川駅北第2	②②	平成パーキング
③	タイムズJR加古川駅北第4	②③	加古川駅前立体駐車場
④	タイムズウェルネージかこがわ	②④	兵庫県加古川総合庁舎
⑤	タイムズJR加古川駅北第8	②⑤	Dパーキング加古川駅前第2
⑥	タイムズJR加古川駅北	②⑥	タイムズ加古川駅前
⑦	タイムズビエラ加古川	②⑦	OKパーキング
⑧	タイムズJR加古川駅北第6	②⑧	京楽パーキング
⑨	タイムズJR加古川駅北第7	②⑨	NPC24H加古川駅前第2/パーキング
⑩	タイムズJR加古川駅北第9	②⑩	タイムズビエラ加古川寺家町
⑪	パークジャパン加古川第1	③①	タイムズニッケパークタウン（東・立体）
⑫	パークジャパン加古川第2	③②	タイムズニッケパークタウン（リバーサイドゾーン）
⑬	パークジャパン加古川第3	③③	タイムズニッケパークタウン（南）
⑭	タイムズJR加古川駅北第10	③④	タイムズ加古川中央市民病院第1
⑮	タイムズJR加古川駅北第11	③⑤	タイムズ加古川中央市民病院第2
⑯	タイムズJR加古川駅東第2	③⑥	タイムズ加古川中央市民病院第3
⑰	タイムズJR加古川駅東第3		
⑱	タイムズJR加古川平野第2		
⑲	オーエムパーキング		



	所在地	加古川市加古川町溝之口701
	営業時間	午前6時～午後11時
	駐車料金	基本20分100円 駐車から24時間まで最大1000円

⑩清掃、原状回復

- ・ 運営者が提供する商品・サービスにより生じた廃棄物は、会場内にゴミ箱を設置し、適切に回収、処分してください。
- ・ イベント等を実施した後の清掃は、運営者の責任のもと適切に実施してください。

⑪費用の負担

- ・ 活用の決定可否に関わらず、申請に係る費用は全て運営者の自己負担です。事業を実施しない場合についても同様です。
- ・ 事業に伴う必要な経費は、本書に記載の無いものであっても運営者の負担とします。
- ・ 事業の中止・中断した場合の経費及び売上の補填は行いません。

⑫損害の賠償

- ・ 事業中に運営者及びその他の従事者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲内において、運営者が市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに市にその状況及びその内容を書面にて報告し、すべて運営者の責任において処理解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。
- ・ 必要となる保険についても、運営者の責任において加入してください。

⑬協議

- ・ 事業を適正かつ円滑に実施するため、運営者は各々の業務について市及び道路管理者等と常に密接な連絡に努め、本書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市及び道路管理者等と運営者とで協議のうえ、事業を遂行してください。
- ・ 市において必要と認めたときは、事業の変更や中止をすることがあります。この場合の変更について、本書に明記されていない場合は市と運営者との協議により定めるものとします。
- ・ 運営者及びその他の従事者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）について、事業の遂行又は管理に関して著しく不適當と認められる者があるとき、市は運営者に対してその理由を明確にし、必要な処置をとることを請求することができるものとします。

■問合せに関する対応

- 事業の実施前、実施中、実施後において、運営者及びその他の従事者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲内に関する問合せは運営者が対応するものとします。
- 事業の実施前、実施中、実施後において、運営者及びその他の従事者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲外であり、公共空間の活用そのものに関する問合せ及び苦情等は市が対応するものとします。

本ガイドラインに関する問合せ先及び担当窓口

部署名：加古川市都市計画部

加古川駅周辺再整備推進課

T E L : 079-427-3153

Email : seibisuishin@city.kakogawa.lg.jp

8 よくある質問（Q＆A）

- Q1. 複数の個人・法人で活用する場合、代表者（企業）を決めたうえで、申請が必要でしょうか。また、出店者が1店舗の場合、活用できるのでしょうか。
- A1. そのとおりです。また、運営者は個人・法人によって構成されるグループのみに限り、出店者が1店のみの場合は、活用対象となりませんのでご注意ください。
- Q2. 対象団体として、PTA等の地域団体は含まれますか。
- A2. 含まれます。地域団体とは、町内会、老人クラブ、婦人会、少年団、PTAなど、地域のために地域の人が活動する団体のことをさします。
- Q3. 「加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱」のうち、提出書類に団体規約とありますが、民間事業者の場合は何を提出すれば良いですか。
- A3. 民間事業者の場合は、企業概要、個人事業主や個人のグループはこれまでの取組概要などで構いません。
- Q4. 他団体と事業実施日程が重なった場合はどのような対応となるのですか。
- A4. 相談や確認等受付が早かった団体を優先的に考慮することになりますが、先着の事業が別日程で開催が可能かなど、できる限りの調整は図りますので、事前相談の際にご相談ください。
- Q5. キッチンカーを出店する場合、営業許可は必要でしょうか。
- A5. 下記の条件を満たす者が出店の条件になります。また、キッチンカーは出店者ごとに営業許可が必要であり、各キッチンカーの出店者の責任のもと、営業許可を取得してください。
- ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を有しており、対象地での出店に際し、必要な営業許可を受けられる見込みがある者
 - イ 食品衛生法及び他の食品の営業に関する法律に基づく処分等を過去3年間受けていない者

- Q6. 複数日にまたがって活用する場合、テント等の持込み備品は対象地の範囲内に置いたままにしておくことは可能でしょうか。
- A6. 歩行者等の安全確保、備品の盗難防止等の観点から、どの対象エリアも原則として置いたままにはできませんので、毎日撤去してください。ただし、活用エリアが駅北自動車整理場であり、撤去が困難な場合は、警備員等の配置や盗難防止策の措置などを講じてください。なお、盗難等が発生した場合について、市はいかなる場合も一切の責任を負いませんので予めご了承ください。
- Q7. 音楽フェスのような音響設備等の使用は可能でしょうか。
- A7. 音響設備、BGM等に関して、使用機器・使用方法などについて事前に確認させていただきます。歩行空間の管理運営上、周辺利用者や通行者に支障があるときは、音量制限をお願いする場合がありますので、ご了承ください。また、通行者や周辺ビル等から苦情が寄せられたときは、イベント等を中止していただく場合があるとともに、この場合、市は中止に伴う損害については、一切の責任を負いませんので予めご了承ください。